



許可番号

2058000364

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 長野県長野市大字大豆島4020番地3

氏 名 株式会社 みすず工業
代表取締役 林 宏道

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事

村井



許可の年月日 平成20年5月12日

許可の有効年月日 平成25年5月11日

1. 事業の範囲

収集運搬（積替保管を除く。）する特別管理産業廃棄物

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロエレン、シス-1,2-ジクロエレン、1,1,1-トリクロエタン、1,1,2-トリクロエタン、1,3-ジクロロプロパン又はベンゼンを含むことにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロエレン、シス-1,2-ジクロエレン、1,1,1-トリクロエタン、1,1,2-トリクロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チアム、シアジン、チオベンゾール、ベンゼン又はセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロエレン、シス-1,2-ジクロエレン、1,1,1-トリクロエタン、1,1,2-トリクロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チアム、シアジン、チオベンゾール、ベンゼン又はセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）

感染性産業廃棄物

廃石綿等

ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）

燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロエレン、シス-1,2-ジクロエレン、1,1,1-トリクロエタン、1,1,2-トリクロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チアム、シアジン、チオベンゾール、ベンゼン、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）

(裏面へ続く)



2. 許可の条件

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 5 年 5 月 12 日	新規許可
平成 20 年 5 月 12 日	更新許可

4. 許可の申請がされた日における規則第10条の12第2項の規定により準用する規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

申請年月日 平成20年3月18日 基準適合

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無